飼料添加物輸入業者事業廃止届

 　　　　 令和　　年　　月　　日

 農林水産大臣　　 　様

 　　　　 住所

 　 　　 氏名（名称及び代表者の氏名）

 さきに、　　　年　月　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に　　関する法律第５０条第１項の規定により飼料添加物輸入業者の届け出をしたが、

　　年　月　日限りで事業を廃止したので、同条第４項の規定により　　　届け出ます。